

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ11.25～15%
財政再生基準 20%

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{連結（一般会計等＋公営事業会計（公営企業会計を含む））実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ16.25～20%
財政再生基準 30%

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【基準】

早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%

※ 準元利償還金

一般会計等から他会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、一部事務組合への負担金のうち組合が起こした地方債の償還に充てたものなど、公債費に準じた経費

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ &\quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【基準】

早期健全化基準 350%（政令市は400%）

※ 将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤ 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【基準】

経営健全化基準 20%